

別記第2号様式（第3条関係）

福祉用具購入費等受領委任払い取扱事業者登録誓約書

年 月 日

南房総市長 宛

事業者名

代表者氏名

福祉用具購入費等受領委任払い取扱事業者の登録の申請を行うに当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 福祉用具販売又は住宅改修の提供に関しては、関係法令、南房総市福祉用具購入費等に係る受領委任払いに関する要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。
- 2 被保険者が、可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身及び居宅の状況等を踏まえた適切な福祉用具販売又は住宅改修を行うよう努めること。
- 3 福祉用具販売又は住宅改修を行うに当たっては、南房総市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 4 福祉用具販売又は住宅改修を行うに当たっては、被保険者に対して介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証の提示を求め、被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間、給付制限の有無、利用者負担の割合及び適用期間等を確認し、受領委任払いが利用可能であるかどうか確認すること。また、当該被保険者に過去の福祉用具販売及び住宅改修の給付実績を確認すること。
- 5 正当な理由なく、受領委任払いの利用を拒まないこと。
- 6 福祉用具購入費及び住宅改修費については、保険給付分を除いた自己負担額の支払を被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払を受けたときは、被保険者に対し自己負担額分の領収証を発行すること。

- 7 南房総市長が必要と認める場合は、現地調査に立ち会い、必要な説明及び書類の提出に協力すること。
- 8 被保険者が次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を南房総市長に報告すること。
 - (1) 不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (2) 正当な理由なく、福祉用具販売又は住宅改修を行うために必要な手続等に協力しないとき。
- 9 関係法令、要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について南房総市長から指導を受けたときは、直ちにそれに従うこと。
- 10 被保険者からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業者において処理できない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。
- 11 業務上直接又は間接に知り得た被保険者及びその家族に関する個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。福祉用具購入費等受領委任払い取扱事業者の登録を辞退し、休止し、又は取り消された後も同様とする。
- 12 福祉用具購入費等受領委任払い取扱事業者の登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を登録変更届出書により南房総市長に届け出ること。
- 13 登録を行っていた事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、速やかにその旨を登録廃止（休止・再開）届出書により南房総市長に届け出ること。